

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		危険物保安統括管理者等の解任命令
根拠法令等及び条項		消防法第13条の24第1項
処分基準	根拠条項	消防法第13条の24第1項
	参考事項	消防法第12条の7第1項、第13条第1項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第13条の24 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。</p>	